

「飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例」の制定に向けた取り組み

1 6月23日全員協議会以降の経過

6月23日 全員協議会

これまでの条例制定に向けた取り組みの経過を報告。
会派からの意見を反映した「飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例（仮称）」（案）を説明、原案のとおり確認。
9月制定に向けたスケジュール案、市民からの意見募集実施を確認。

6月24日 協力をいただきたい団体との懇談会④

飯田商工会議所 料飲旅館部会（295 会員加入） 部会長 児島悦夫氏（三宜亭本館）を正副委員長・事務局で訪問し、懇談する。

○その他 食品衛生協会との懇談（会派代表者会で懇談する団体として提案あり）
条例の説明と懇談をしたい旨、飯田保健所の事務局に連絡した。
事務局から、会長と話し合った結果、食品衛生協会の事業とはそぐわないのでは、特に話をしてもどうか。との回答をもらう。この回答を受けて懇談をしないこととした。

条例(案)に対する意見募集記事掲載 広報いいだ 7月15日号、議会だより 200号

7月25日～8月23日「飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例（仮称）」（案）への市民からの意見募集を実施

意見提出状況 意見提出者 2人、5つの意見

* 寄せられた意見の内容と議会の考え方の案(別紙 資料 No.5-3)

8月22日(月) 会派代表者会

市民からの意見募集の中間報告と事前調整（市民の意見と回答等整理）

8月25日(木) 議会議案検討委員会

- ・市民からの意見に対する回答文書を確認
- ・市民からの意見を踏まえた、条例の最終案を協議。

2 今後の予定

8月29日(月) 全員協議会(定例会前全協)

- ・市民からの意見及び意見に対する回答文書案を示す
- ・市民からの意見を反映した条例文の最終案を示す

9月12日(月) 議案の取扱いについて議長に報告する

（申合せにより、検討委員会は、本会議開催予定日 14 日前までに議長に報告）

* 条例に対する市民からの意見及び意見に対する回答文書を公表する。
市議会ホームページ掲載、閲覧場所に回答文書を配置。

9月26日(月) 定例会最終日 議会運営委員会にて取扱い決定

本会議に条例案を議会議案として上程する

提案者により議案説明

本会議で議案審議（議決）

飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例（案）

「飯田美しき町 山ちかく水にのぞみ 空あかるく風にほやかなる町」は、疎開していた劇作家の岸田國士^{くにお}が大火に見舞われた飯田の復興を願って詠んだ詩の一節で、城下町飯田の風情と暮らす人々の奥ゆかしさが謳^{うた}われています。

飯田の地名は「結いの田」を語源とするといわれ、近隣の町村との合併を経てきたこの地域において、支え合い補い合うこととして先人から脈々と引き継がれてきた「結いの精神」を象徴しており、復興のシンボルであるりんご並木の精神と共に、飯田のまちづくりの底流に流れています。

また、飯田の四季折々の自然は、南限と北限双方の多様な農作物を生み出し、滋養に富んだ作物と清冽^{れつ}な水は、みそやしょう油、漬物などの発酵食品のほかに、上質な地酒も生み出してきました。

私たちは、このような地域の文化に誇りと愛着を持ち、自然豊かな飯田に暮らすことの喜びを感じ、日々の暮らしの中で人々が集うときに地域のめぐみと絆^{きずな}に感謝しながら杯を挙げられるように、飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、飯田市で製造され又は飯田市で採れた果実を使って製造される酒類及び果実飲料（以下「飯田産の地酒等」といいます。）で乾杯をすることを通して農作物の地産地消を推進し、合わせて地域を愛する心を醸成する機会とすることを目的とします。

（市及び市議会の役割）

第 2 条 市及び市議会は、飯田産の地酒等による乾杯の普及に取り組むよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第 3 条 飯田産の地酒等の製造、販売又は提供等に関する事業を行う者（以下「事業者」といいます。）は、飯田産の地酒等による乾杯を推進するよう努めるものとします。

（市民の協力）

第 4 条 市民は、飯田産の地酒等による乾杯の推進に協力するよう努めるものとします。

（し好等への配慮）

第 5 条 市、市議会、事業者及び市民は、この条例の施行に当たり、飯田産の地酒等に対する個人のし好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

「飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例（仮称）」（案）についての市民意見募集結果 （案）

平成 28 年 9 月 日 飯田市議会

1 意見の募集期間

平成 28 年 7 月 25 日(月)から 8 月 23 日(火)まで (30 日間)

2 意見募集の対象

「飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例（仮称）」（案）

3 意見募集の方法

飯田市議会ウェブサイト及び広報いいだ、飯田市議会だよりに条例制定の意見募集の実施について掲載するとともに、議会事務局、行政資料コーナー、りんご庁舎市民証明コーナー、各自治振興センター（飯田 5 地区を除く）、飯田市公民館並びに橋北・橋南・丸山・羽場及び東野公民館の窓口に関連資料を配置して公表し、郵送、FAX 又は電子メールで意見を募集しました。

4 お寄せいただいた意見と議会の考え方

お寄せいただいた意見	市議会の考え方
<p>前文がやや長いのでは 条文という独特の文言表記は理解しているつもりです。 その上で、条例(案)の前文はやや長く、「なぜ条例を策定するのか」の趣旨が腹に落ちにくいと感じました。 第1段落「飯田美しき町～」を割愛するなどし、下記程度のボリュームにしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>飯田の地名は「結いの田」を語源とするといわれます。近隣の町村との合併を経てきたこの地域において、支え合い補い合うこととして先人から脈々と引き継がれてきた「結いの精神」を象徴しています。 また、飯田の四季折々の自然は、南限と北限双方の多様な農作物を生み出し、滋養に富んだ作物と清冽な水は、みそやしょう油、漬物などの発酵食品のほかに、上質な地酒も生み出してきました。 私たちは、このような地域の文化に誇りと愛着を持ち、自然豊かな飯田に暮らすことの喜びを感じ、日々の暮らしの中で人々が集うときに地域のめぐみと絆に感謝しながら杯を上げられるように、飯田産の地酒及び果実飲料で乾杯する条例を制定します。</p>	<p>ご指摘のように感じられることは理解できます。 今回の条例制定にあたっては、飯田市が持つ歴史、文化、土地柄を踏まえることが大切との思いから、それらを象徴的に謳った岸田國士の詩の一節と、りんご並木の精神を盛り込みました。 また、そのことにより飯田の趣を表現できるのでは、と思いますし、このような思いをご理解願えればと考えております。</p>

お寄せいただいた意見	市議会の考え方
<p>飲酒運転禁止の配慮を 条文の内容自体は、同様の条例を全国に先駆けて制定した京都市をはじめ、全国の各自治体とほぼ同じだと受け止めました。 その上で、第5条「個人の嗜好等への配慮」を盛り込んだのは極めて妥当かと存じます。 この第5条では「個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重」と明記されておられますが、さらに「飲酒運転禁止など社会規範の遵守」も付記し、踏み込んで良いのではないのでしょうか。飲酒の強要を避ける上で、重視すべき側面の一つかと思えます。</p>	<p>他の自治体における同様の条例において、飲酒運転に関する要件を書き込んだ例もございますが、飲酒運転に関しては法令的にも社会的にも当然に許されることではございません。 その上で、飯田市民に対し改めて条例に明示するまでのことはないものと判断いたしました。</p>
<p>制定後の運用こそが問われる 同様の条例は全国各地で制定されていると聞きます。 この上で「飯田市らしさ」を追求し、なおかつ「条例をつくっただけ」となる事態を避けるには、制定後の運用こそが問われるかと存じます。 例えば、議員各位が出席された宴会等において、この条例に基づく乾杯が行われた折には写真を撮り、「飯田市議会」アカウントのSNSで都度情報発信していくことをご提案致します。 繰り返しになりますが、この条例が有効に機能するかどうかは条文の中だけではなく、制定後の運用にかかっていると思えます。</p>	<p>制定後の運用が問われるというご指摘は、全くそのとおりでございます。 本条例は、議会の発議によるものであることから、まずは議会が率先して取り組むべきものと考えており、第2条において市と共に市議会の役割を明記いたしました。 その上で、市民の皆様方に広がることを期待しております。 ご提案のSNSによる情報発信につきましては、どのような方法が市民への広がりにつながるか、今後の検討事項とさせていただきたいと考えております。</p>
<p>飯田市らしさは「別の条例」も制定で 飯田市の産業振興に寄与する議会提案の条例制定は、今回を第1弾にしてはいかがでしょうか。 将来的には第2弾として「祝いごとでは水引細工を使いましょう条例」などご検討されてはいかがでしょうか。 半生菓子、天然革ランドセル、かぶ菜漬け…など際限なく増やすわけには行かないでしょうけれど、対象を広げていくことで総体として「飯田市らしさ」を発揮できるのではと存じます。</p>	<p>飯田市らしさを広げていくことの必要性は、ご指摘のとおりと思えます。 今回は長野県で制定された「信州の地酒普及促進・乾杯条例」を受けて、当地域としてどのように具体化していくのかといった議論を経て条例化に至った経緯もございますので、飯田市らしさを広げるために、条例化が相応しいのか、別の手段が相応しいのか、市民の皆様方のご意見も伺いながら進めて参りたいと考えております。</p>

お寄せいただいた意見	市議会の考え方
<p>この条例案がどのような経緯で誰から提案されたか不明ですが、一部業界・業種(特に地酒に限れば一社優遇?)に対する利益誘導と捉えられてもおかしくない条例であって、公正公平の観点から到底容認することはできません。</p> <p>例えば「飯田産のスイーツでお茶しましょう条例」、「飯田産の漬物をごはんのおかずにしましょう条例」と同じです、おかしいでしょう？</p> <p>「飯田市で製造され又は飯田市で採れた果実を使って製造される酒類及び果実飲料(以下「飯田産の地酒等」といいます。)で乾杯をすることを通して農作物の地産地消を推進」と地産地消を無理やりこじつけていますが、ジュース対象となる膨大な地産果実全体のほんの数種のさらにひとつまみの収穫果実を以って農作物の地産地消が推進できるのか意味不明で根拠もまったく明確ではありません。</p> <p>農産物・菓子・加工食品すべての分野を考慮して「飯田産の飲食物品で“いただきます”や“乾杯”をしていきましょう条例」なら、まだ一部理解はできますが。</p> <p>こういった条例決定で市の補助金がどういった人たちに流れていくのかも含めて、さまざまなSNSを通じて、多くの人に問題提起をしたいと思います。</p>	<p>本条例の制定の経緯は、一昨年12月に長野県酒造組合飯田支部(飯田税務署管内)から「飯田の地酒で乾杯を推進する」活動と合わせて条例制定についての要望書が飯田市議会に提出され、これを受けて市議会では検討を進めてきました。</p> <p>検討の経過では、地酒は、和食文化をはじめ日本人の和の暮らしを支えてきた地場産業の一つでもある点と、この地域に生まれた地酒で乾杯を推進することは、地域の認知度やイメージの向上、地域愛を育むなどの地域振興につながる点が期待できる点を中心に議論を重ねてきました。</p> <p>また、昨年末に長野県が制定した「信州の地酒普及促進・乾杯条例」を受けて、飯田市としてもこの条例をより実効性のあるものにする意味でも、妥当性があると判断した次第です。</p> <p>この間、最も意を配したのは、ご指摘のとおり飯田市には酒造会社が一社のみであり、一事業者優遇の条例にしてはならない、という点でございました。</p> <p>そこで、第1条に示すとおり、飯田市で採れた果実を使った酒類又は果実飲料であれば、加工場所が市外でも認めるなど、乾杯用の飲物の範囲を広げ、また、第5条においては、個人の意思を尊重する規定を設けました。</p> <p>地域の活性化に大切なことは地域内で経済が回ることであり、その意味において、一部とはいえ農作物の地産地消を進めることには意義があるものと考えます。何よりも乾杯の際には、地元産の物が使われていることを思い浮かべてもらい、郷土に対する想いを深める機会としていただく、これが本条例の真の狙いでございます。</p> <p>更には、地域の活性化には、こういったことの積み重ねが大切であり、その意味でこの条例がゴールではなく一つの通過点と考えております。</p> <p>なお、ご指摘にあるもう1点の条例制定による特定事業者への補助金等の措置は全く想定しておりません。あくまでも環境整備を行い、農業関係者も製造事業者も地酒等を扱う飲食店も本条例の下で創意工夫をし、その上で地産地消の推進につながるような支援を行うことは必要と考えております。</p>